

## 見本市出展事業助成金のご案内

## 対象事業

## 販路拡大を目的に熊本県外で開催される見本市等へ出展する事業

ただし、次の事業は対象外です。

- ・助成対象経費が10万円未満の事業
- ・国、他の地方公共団体等の補助金を受けている事業
- ・物産展などの即売を含む見本市への出展事業

## 対象経費

出展小間料、小間装飾費(装飾レンタル代・小間の電気ガス水道等の工事費及び使用料)、宿泊交通費(企業は上限3名)、パネル製作費

国外は通訳費、輸送費も対象となります。

印刷費、通信費、タクシー代、駐車場代、飲食費等は対象外となります。

消費税及び地方消費税は対象外となります。

## 対象者

熊本市内に主な事業所等がある **中小製造業者**

を主体とした事業協同組合や任意の団体

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における**大分類E製造業**又は**大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業**を営むものです。

前年度あるいは今年度に本助成金の交付を受けた場合は対象外です。

## 助成率・限度額

事業区分		助成率(1)	限度額(2)	
			企業	組合・団体
出展小間料、小間装飾費、 宿泊費、交通費、パネル製 作費	九州内	1/2以内	30万円	50万円
	九州外(国外含む)		50万円	80万円
通訳費、輸送費	国外		20万円(3)	

- 1 中小企業基本法に規定する「小規模企業者」への助成率は1/2とします。  
(小規模企業者：製造業は従業員20人以下、情報サービス業は従業員5名以下)
- 2 同一対象者が平成17年度以降において、企業は4回、組合・団体は6回以上、本助成金の交付を受ける場合は、上記限度額の1/2を助成金の限度額とします。
- 3 国外については通訳費、輸送費として20万円を限度に加算します。

## 募集期間

**令和2年(2020年)9月16日(水)より、随時受付**

予算額に達し次第、受付を終了いたします。

出展される日の2週間前までに申請書類等一式を提出してください。

申請書類の様式等、詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。

## 問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市産業振興課 TEL 096-328-2950

